各府省の復興施策の取組状況の取りまとめ-公共インフラ以外の復興施策-

復興施策	担当宿庁	これまでの取組状況	当面(今年度中)の取組	予算措置状況	中•長期的(2年程度)取組	期待される効果・ 達成すべき目標			
	(3)地域経済活動の再生								
⑧二重債務問題等									
(ii 関連) 個人版私的整理 ガイドラインの運 用支援	金融庁	する際の弁護士費用等を補助するとともに、同ガイドラインの周知広報を実施 〇 平成30年度においても、被災した債務者が同ガイドラインを利用する際の弁護士費用等を補助するとともに、マスメディアを活用したガイドラインの周知広報を実施したほか、地方公共団体、弁護	利用する除の弁護工食用等の補助 〇 東日本大震災・自然災害被災者債務整理ガイドラ		〇 ガイドラインに基づく債 務整理が円滑に進むよう、 適切に運用支援を実施	〇 ガイドラインの運用支援を引き続き実施することにより、ガイドラインによる債務を理がが開から、被理がが新たな生活を関係を表してある。とから、当該施策はるものとなお、当該を記しまる。とは困難。			

(ii 関連) 日本司法支援センター(法テラス)による被災者支援事業	法務省	る法律」他行により、彼火有に対する具力の仏流にかか わらない無料注浄相談や「比利田」もまい冬姓での至	資するため、東日本大震災 法律援助事業を始めとした 現在行っている取組を継続	ス族事業 15,508百万円の 中数【 配合計	〇 被災者の法的紛争解 決に係る様々なニーズを見極め、被災者の生活再建に 最良な施策を検討し実施する。	○ また、法テラスの「東日
(ii 関連) 農業の復旧・復興 に向けた金融支 援	農林水産省	旧関係資金について、一定期間実質無利子、実質無担保・無保証人での貸付け(担保や保証人を徴求する場合にあっては、融資対象物件担保や同一経営の範囲内の保証人のみ徴求)を措置(平成30年9月30日現在で6,857件、2,313億円の貸付決定)。 〇 債権の買取り等により被災事業者の支援を行う「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構(事業者支援機構)」及び各県の「産業復興機構」	により新規融資の円滑化を 支援。 〇 これらのほか、債権買 取りの仕組み等も適切に活	・農業経営の復旧・復興のため の金融支援1,071 百万円(令和元 年度)【復興特 会】	等が被災地において着実に活用されるように努めるとともに、被災地の復旧・復興の進捗状況を踏まえ、農業経営再建のために必要なる。	〇 実質無利子、実質無担保・無保証人貸付けにより、資産を失った被災農業者等の復旧・復興の取組のための資金が円滑に融通されることが期待できる。〇 令和元年度予算で措置した融資枠(49億円)等を目した融資枠(49億円)等の資金調達の円滑化を目指す。

(i 関連) 二重債務問題	復興庁業省	「産業復興相談センター」及び「産業復興機構」を 創設。平成31年3月31日時点で、岩手110件、宮 城144件、福島49件、茨城20件、千葉16件、合計 399件の債権買取を決定(なお、債権買取のほか 貸付条件変更等を含む「金融機関等による金融支援の合意件数」は、各県合計で1,245件)。 〇 第179回臨時国会にて「東日本大震災事業者 再生支援機構法」が平成23年11月21日に成立。 本法に基づき、東日本大震災事業者再生支援機 構が平成24年2月22日設立、同3月5日より業務	は、民間金融機関や地方公共団体等と連携し、地方公共団体が実施する復興に向けた取組等と一体となった被災事業者の事業再生を支援するため、	・中大学 ・中が ・中が ・中が ・中が ・中が ・中が ・中が ・中が	左記施策の迅速かつ着実な実施	官民が連携して、被災地の復興と一体となった被災事業者の事業再生を実現
-------------------	-------	---	--	--	----------------	------------------------------------